



チャレンジ!! 組合士



～ 組合の力をさらに伸ばすために! ～

(平成27年度中小企業組合検定試験「組合制度」第4問より抜粋)

次に掲げた各文章について、中小企業組合関係の法律上、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい(全部に○印のみ、又は×印のみをつけた場合は、無効解答とします)。

1. 事業協同組合は相互扶助を目的とする事業体であるため、事業により得た剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、組合員の出資額に応じて配当をするときは、その限度が限られている。
2. 協業組合は、各組合員に平等に与える議決権・選挙権のほかに、定数の定めにより、組合員の有する出資口数又は事業利用分量に比例した数の議決権・選挙権の付与が認められている。
3. 組合員が総組合員の一定割合(原則1/5以上)の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。
4. 中小企業組合の役員が、その任務を怠って組合に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。もし、任務懈怠の行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなされる。
5. 中小企業組合の監事は、理事との兼職はできないが、組合の使用人が監事に就任することは禁じられていない。

組合士の受験に関するお問い合わせは、中央会企画情報課までお気軽にどうぞ! 解答は、10ページをご覧ください。

組合運営

ピンポイント

出資1口の金額の増額手続について

当中央会では、ホームページでも様々な情報を提供しています。ぜひ、ご利用ください。URL <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/> また、facebookもご覧ください。
<https://ja-jp.facebook.com/chuokai.mie>

Question

当組合では、組合の行う共同事業の拡大のため出資1口の金額を引き上げたいと思っております。これについての手続きについて教えてください。

出資1口の金額は、定款の絶対的記載事項ですから、その金額を変更するには、定款変更の手続きを必要とするとは言ってもありません。まず第1に、各組合員が追出資義務を伴うことになる出資1口の金額の変更を行う場合は、組合員の責任は組合に対する出資額を限度とする(中小企業等協同組合法第10条第5項)ことから、組合員全員の同意がなければ有効に定款変更できないものと解されます。

次に、出資1口の金額を増加する方法として併合による方法(以前の5口分を1口にまとめる方法など)があります。併合による方法の場合、組合員の出資口数に端数が生じないときは、総会の特別議決で出資口数の併合の方法による旨を定めて定款を変更することができます。しかし、出資口数を併合したときに、出資口数に端数が生じる組合員があるときは、端数の出資口数をもって組合員に追出資を強制することになりますから、出資1口の金額の変更についてその組合員の同意を得なければならないと解されます。

以上の方法によって、出資1口の金額を変更した場合は、次いで定款変更について行政庁の認可を受けることが必要です。認可を受けたときから効力が生じます。また、定款変更の認可の告知があった日から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内にその旨の変更登記を行って下さい。

Answer